

武蔵野市「アマチュア芸術文化振興団体」登録申請のご案内

営利を目的とせず、芸術文化活動を行うことを目的とした武蔵野市内にある団体が、市民の芸術文化の振興に関する事業のために市民文化施設※を使用する場合、武蔵野市「アマチュア芸術文化振興団体」として登録申請することができます。登録要件、並びに活動要件を満たしている団体は、武蔵野市市民活動推進課へ必要書類を整えてから提出してください。厳正なる審査の後、武蔵野市が承認した場合に限り、登録となります。

※ 本制度における市民文化施設とは、武蔵野市民文化会館、武蔵野芸能劇場、武蔵野公会堂、武蔵野スイングホール、吉祥寺シアター、吉祥寺美術館を指します。

1. 登録要件

- (1) 本拠地及び活動の拠点が、武蔵野市内にあること。
- (2) 構成員（継続して活動している会員）の半数以上が、武蔵野市内在住、在勤又は在学する者であること。
- (3) 規約又はこれに類するものを有すること。
- (4) 構成員による会費を主たる財源として運営されていること。入場料収入を主な財源としている場合は認められません。
- (5) 宗教活動又は政治活動を目的としないこと。
- (6) 設立後1年以上の継続的かつ計画的な芸術文化活動を主に武蔵野市内で行っていること。
- (7) 武蔵野市内の文化施設（武蔵野市民文化会館、武蔵野芸能劇場、武蔵野公会堂、武蔵野スイングホール、吉祥寺シアター、吉祥寺美術館）のいずれかにおいて、過去5年以内に1回以上自主公演、又は、展示会を行っていること。

※ ピアノ教室、バレエスクールなど、いわゆる教室のような活動を行っている団体は、申請できません。団体名が相違しても実態が同じ運営である場合も、申請できません。

※ リハーサル及び練習使用のみでは、施設の使用実績にならず、申請できません。本公演を武蔵野市の文化施設で行っている団体に限られます。

2. 活動内容要件（芸術文化活動の分野の一例として）

- (1) 音楽を主とする活動
- (2) 舞台芸術(演劇・舞踊など)を主とする活動
- (3) メディア芸術(映像・コンピュータグラフィックなど)を主とする活動
- (4) 伝統芸能(邦楽・謡曲など)を主とする活動
- (5) 美術、写真等の発表、活動

※ 登録団体としてご利用いただく場合の活動内容は、申請される芸術文化活動に限られます。

3. 対象施設

武蔵野市民文化会館	大ホール、小ホール (〒180-0006 武蔵野市中町3-9-11 TEL. 0422-54-8822)
武蔵野芸能劇場	小劇場、小ホール (〒180-0006 武蔵野市中町1-15-10 TEL. 0422-55-3500)
武蔵野公会堂	ホール (〒180-0003 武蔵野市吉祥寺南町1-6-22 TEL. 0422-46-5121)
武蔵野スイングホール	スイングホール(イベントホール) (〒180-0022 武蔵野市境2-14-1 TEL. 0422-54-1313)
吉祥寺シアター	劇場、けい古場 (〒180-0004 武蔵野市吉祥寺本町1-33-22 TEL. 0422-22-0911)
吉祥寺美術館	企画展示室、音楽室 (〒180-0004 武蔵野市吉祥寺本町1-8-16 TEL. 0422-22-0385)

※上記の施設において優先的に施設申込が可能となります。ただし、複数の団体が同日の申し込みをした場合は使用の承認に際し、抽選等により調整を行います。

4. 減免割合

施設		減額割合
武蔵野市民文化会館	大ホール、附属設備	使用料の5割
	小ホール、附属設備	使用料の5割
武蔵野芸能劇場	小劇場、小ホール、附属設備	使用料の5割
武蔵野公会堂	ホール、附属設備	使用料の5割
武蔵野スイングホール	コンサートホール(スイングホール)、附属設備	使用料の5割
吉祥寺シアター	劇場、けい古場、附属設備	使用料の5割

5. 登録申請提出書類

- (1) 「アマチュア芸術文化振興団体登録・変更・解除申請書」（第1号様式）

※市 HP からダウンロード、又は市民活動推進課窓口にご用意しております。

- (2) 団体規約

【規約に必要な事項】会の名称・目的・活動内容・役員(選出方法など)・運営方法・会費・その他

- (3) 会員名簿（住所、氏名、在勤者は勤務先、在学者は学校名を記したもの）

- (4) 団体の予算書

- (5) 団体の事業計画書

- (6) 事業収支決算報告書(2名の監査の承認が必要。押印もしくはサイン。)

- (7) 武蔵野市内の文化施設（武蔵野市民文化会館、武蔵野芸能劇場、武蔵野公会堂、武蔵野スイングホール、吉祥寺シアター、吉祥寺美術館）のいずれかにおいて、過去5年以内に1回以上自主公演、又は、展示会を行った活動実績がわかるもの

※予算書・事業計画書・収支決算報告書に関しては、公演ごとではなく、年度ごと（又は、1年ごと）で作成してください。

6. 申請提出先

武蔵野市役所市民活動推進課に郵送又は窓口持ち込みにて提出。

7. 登録にかかる審査について

申請提出していただいた書類は審査後、承認・不承認にかかわらず、結果を郵送にて通知いたします。

審査については、不備のない申請書類を受理してから1か月程度時間を要しますので、期間に余裕を持って申請してください。また、内容確認のために申請書に記入された連絡先にお問合せをする場合があります。

8. 登録承認について

承認された団体へ、アマチュア芸術文化振興団体登録承認書(以下、「承認書」という。)を、郵送します。施設申込手続きの際は必ず、承認書を持参くださるようお願いいたします。なお、承認書を第三者に貸与又は譲渡することはできません。

9. アマチュア芸術文化振興団体登録内容の変更について

団体の名称、代表者など団体登録の内容に変更が生じた場合は、すみやかに届け出てください。

変更申請書に変更内容を記入し、窓口へ提出していただく必要があります。

10. 登録期間について

アマチュア芸術文化振興団体の登録期間は、登録が承認されてから1年間です。交付する承認書に有効期限を記載いたします。

登録を更新する場合は、改めて登録申請をしていただく必要があります。更新の手続きの際は、登録内容が要件を満たしているかどうか再審査いたします。

11. 登録の取消しについて

次のいずれかに該当する場合は、登録が取り消されます。

- (1)登録要件、活動内容の要件を欠いたとき
- (2)偽りその他不正な手段により登録の承認を受けたとき
- (3)承認書の不正使用をしたとき
- (4)登録解除の申請があったとき

12. その他

記載のない事項については、別途定めます。

13. お問い合わせ

〒180-8777 武蔵野市緑町 2-2-28 武蔵野市市民活動推進課
コミュニティ推進係文化施設担当 電話：0422-60-1831